

防整整第 8 7 8 4 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長 殿

整備計画局
施設整備課長
提供施設計画官
(公印省略)

施設整備の執行に係る基本的な考え方について（通知）

標記について、防衛省が実施する施設整備（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 6 6 号）第 4 条第 8 号に規定する直轄工事及び提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成 2 0 年防衛省訓令第 3 5 号）第 3 条第 2 項に規定する整備工事をいう。）について、施設整備の執行に係る基本的な考え方を別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官

施設整備の執行に係る基本的な考え方

1 背景・目的

防衛施設は自衛隊及び駐留軍が活動するための基盤であり、その整備に当たっては、限られた期間に着実に進捗させる必要がある。

また、自衛隊及び駐留軍が平素からシームレスかつ効果的に活動するためには、地域コミュニティとの連携が必要不可欠であり、事業を着実に進めるため、基地等と密接な関係にあり地域に根ざし当該地域住民に信頼を得ている地元企業を活用し、地域経済に寄与することも重要な観点である。

他方、民間も含めた建設投資の増加や担い手不足などの建設業を取り巻く厳しい環境に加え、発注事業の急増等による発注者側の事務負担増を踏まえ、受発注者双方の事務負担軽減にも配慮が必要である。

このことから、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ）及び建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）の発注に当たっては、個々の事業の特性及び地域の状況を踏まえ、分離・分割発注を基本としつつ、2及び3に掲げる考え方をもとに最適な発注方式を選択するものとする。

2 発注方式及び事業区分の考え方

(1) 従来型

ア 発注方式

分離・分割発注（建築、土木、電気・通信設備及び機械設備の各業種を分離し、又は工事範囲を分割して発注する方式）

イ 事業区分

(ア) 地域に根ざし、地域の事情に精通する地元企業が積極的に参画することで、施工の品質向上等が見込まれる事業

(イ) 分離・分割発注にすることで、施工の品質向上等が見込まれる事業

(2) 整備加速型

ア 発注方式

総合発注（建築、土木、電気・通信設備及び機械設備の各業種のうち3以上の業種を1つの案件として発注する方式）

イ 事業区分

(ア) 事業規模が大きく、労働者や建設資材等の確保が困難な事業

(イ) 完成期日に特に注意を要し、厳格な工程管理が必要な事業

- (ウ) 技術的難易度が高い事業
 - (エ) 情報保全に特に注意が必要な事業
 - (オ) 総合発注にすることで、施工の品質向上等が見込まれる事業
- (3) 主要拠点型
- ア 発注方式
 - 技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ（E C I方式））
 - イ 事業区分
 - (ア) 技術的難易度が高く、発注者側において最適な仕様を設定できない、又は仕様の前提となる条件の確定が困難な事業等
 - (イ) 完成期限の厳守が求められ、設計段階から施工者の高度で専門的なノウハウや工法等の活用が必要な事業
 - (ウ) 最適化事業※（ただし、施工上の制約が多く、設計段階から施工者の技術等が必要な地区に限る）

※「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの。

3 事業区分ごとの発注イメージ 別図参照

事業区分ごとの発注イメージ

